

◎新潟県選挙管理委員会告示第43号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、それぞれ次のとおりである。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

新潟市北区選挙区	6,440,500円
新潟市東区選挙区	8,607,600円
新潟市中央区選挙区	7,997,900円
新潟市江南区選挙区	8,657,600円
新潟市秋葉区選挙区	6,555,300円
新潟市南区選挙区	6,967,500円
新潟市西区選挙区	7,526,800円
新潟市西蒲区選挙区	7,807,800円
長岡市三島郡選挙区	7,019,500円
上越市選挙区	6,508,300円
三条市選挙区	7,225,500円
柏崎市刈羽郡選挙区	6,881,000円
新発田市北蒲原郡選挙区	6,434,600円
小千谷市選挙区	6,294,900円
加茂市南蒲原郡選挙区	6,547,400円
十日町市中魚沼郡選挙区	5,992,900円
見附市選挙区	6,681,800円
村上市岩船郡選挙区	6,131,300円
燕市西蒲原郡選挙区	6,928,500円
糸魚川市選挙区	6,775,300円
妙高市選挙区	6,070,100円
五泉市東蒲原郡選挙区	5,973,600円
阿賀野市選挙区	6,778,800円
佐渡市選挙区	5,739,100円
魚沼市選挙区	6,326,800円
南魚沼市南魚沼郡選挙区	6,062,800円
胎内市選挙区	5,883,600円